九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

〈ふり〉論による「自律・他律」図式の解体 : その教育学的帰結

土戸, 敏彦
神戸常盤大学教育学部（教育哲学）

https://doi.org/10.15017/1906392

出版情報：教育基礎学研究. 13, pp.45-58, 2016-03-28. Faculty of Human-Environment Studies, Kyushu University
バージョン：
権利関係：

教育基礎学研究，2015，第13号，45－58頁
Bull. Phil. & Hist. of Education, Kyushu U., 2015, Vol.13, pp.45-58

〈ふり〉論による「自律・他律」図式の解体

── その教育学的帰結 ──

土　戸　敏　彦

はじめに

教育および教育学の世界では、いまや金科玉条のごとく「自律」が崇め奉られている。かつて戦前戦中までは伝統規範も手伝ってか、命令・指示に素直に従う子ども、要するに「言うことをよく聞く子」が「良い子」とされるような風潮があったが、いつの頃からか「主体的・自発的」に判断し行動することが、つまり「自律的」であることが何にもまして教育的に推奨されるような世相となっている。

さて、ここでごく単純な問いを提出してみたい。ある種の障害や疾患を抱えた人を別とするならば、この社会に「自律していない」大人はいるのか、いないのか。一般の大人はおしなべて「自律している」、と言うべきなのか。それとも、社会には「自律していない」大人が多勢いる、と言う方が妥当なのか。もし前者ならば、大仰に「教育によって自律を育む」と言う必要はない。人は長ずるにつれてどのみち「自律」するのだから。もし後者ならば、子どものみならず大人に対してもっと「自律」を喧伝すべきだろう。「自律」は、子どもよりもはるかに大人にとって重要な課題であるだろうから。

この単純な問いで回答が分かれるようならば、「自律」をめぐって議論をすることは難しい。なぜなら「自律を目指す教育」の中身が論者によって異なっていることになるからだ。見渡すところ、しかし、この部分を曖昧にしたまま議論がなされている観が否めない。

この「自律・他律」問題をめぐって、教育には由々しいパラドックスが存在すると言われて久しい。教育とは「他律によって自律を育む」ことだと考えた場合、「なぜ、いかにして他律が自律を生み出しうるのか」という疑問である。しかし、そもそもこの問題設定は果たして妥当なのか？　本稿は、教育に内在するとされるパラドックス、そしてその前提としての「自律」と「他律」の二項対立図式を、〈ふり〉という考え方によって解消・解体し、それに代わる何を提出できるか、問うものである[1]。

1　「自律」への志向と願望

思想界において人間における「自律」autonomy というテーマは、いつ、どのようにして主題として登場するようになったのだろうか[2]。ことを簡素化し、話をヨーロッパに限るならば、それが顕在化したのはルネサンス以降いわゆる近代に入ってからのことと思

われる。すなわち、かつて神の被造物であった人間が神の支配からの自立を試みるようになったことが、いわば一つのメルクマールであろう。たとえ神の手中にあろうと、みずからの判断に基づき、みずからの意志によって行為しうるという、いわば人間自身の独り立ちである。

その最も象徴的な試みが、デカルトの懐疑であったと言える。彼の思索の到達点であり、かつ出発点である「我れ思う、ゆえに我れあり」なる命題が、それを象徴している。彼はその『省察』において、神の存在証明をすら導き出すことになるこの命題を確立するさいに、神ないし全能者が「我れ」を欺く可能性について検討さえしているのである［デカルト 1967 : 241-245］。

爾後、西洋思想は、むろん全能なる神の力との均衡を保ちながらであるが、思索と行為の原点を自己に置くという意味で、「自律」を基調とすることになる。

その試みの一つ、ルソーは国家・社会における「自治」をめぐって綿密詳細な議論を展開し、後世に測り知れない影響を与えたのであるが、人間個人が「自律」を獲得することに関してもプロットを描いてみようとした。すなわち、「自律」という問題を、彼自身が想定した舞台装置の中でという限定つきであるが、教育という枠組みで表現しようとしたのである。少年エミールをその成長の過程においていかに「自律的」な存在たらしめるか、という課題である。

その後、「自律」なるテーマをめぐって思想史上クライマックスの一つをなすのが、カントの思想であった。カントには、自らの生活のルーティンを乱すほどルソーの『エミール』に惹かれたという逸話が残されているが、とはいえ、カントの「自律」の扱い方はある意味できわめて複雑微妙である。というのも、カントがその哲学において述べる「自律」の特徴は、ほかならぬ理性にもとづくという点にあり、この理性は未成年者には該当しないもののようだからである。カントは、理性的存在としての人間を論ずる際には子ども・未成年者を想定の埒外に置いているが、そもそもこのことが彼の哲学と教育学との間に齟齬を生む要因となっている。

「自律」の概念についてカントは、一方で実践理性に関わる倫理学的な意味合いで克明に論じながら、それとは別個に教育学において「自由を使用する能力」というかたちで触れようとした。とはいうもののカント自身はみずからの思想の核心は理性哲学にあると考えており、「教育学」は彼が教鞭をとったケーニヒスベルク大学のカリキュラム上のものという位置づけでしかなかった。が皮肉にも、そのカントの教育学講義の記録は、その後の教育学界に少なからぬ影響を及ぼすことになった。その代表例の一つが、言うところの「教育のパラドックス」である。このパラドックスの由来には、カントの教育学講義に記されたことが大きく関わっている[3]。

カントが説く「自律」においては、外界からの干渉のみならず、みずからの欲望などの内的要因からの自由までもが条件とされている。すなわち、カントの「他律」は、外

的な指示への服従のみならず、内的な感情的衝動およびその対象による服従をも指すのである。

しかしながら、カントが「他律的」要因として切って捨てた感情的衝動・欲望等々が、「自律・他律」の問題に関して実は重要な意味を持つことに、教育学はしばらく気づくことはなかった。その点に関する思想界からの示唆は、カント以後たびたびなされたであろうが、決定的に可視化したのはフロイトだった。フロイトが提示した自我・超自我・エスの心的図式や性的エネルギーの仮説であるリビドー理論に与するかどうかに関わりなく、彼が指摘したような、みずからの内にありながら他なるものとして発動する欲動や規範の源泉の存在については、もはや否定しがたいものがある。このことが重要な意味をもつのは、自分のものでありつつも、かつ自分のものでないというこの両義性が、もはや「自律」「他律」が単純に区分されえないことを示唆するからである。

とはいえ、まったく逆の視点から、一個の人間において「自律」などというものは存在しないという考え方もありうる。近年、そのような人間観が思想界を風靡したことは記憶に新しい。「主体性」や人間の「自律」、それに類したものはいわばある種の虚構でしかない、というわけだ。たとえば、いわゆる構造主義と称される論者たちは、1960年代のジャン＝ポール・サルトルの「自由なる主体」という発想に対する疑問と反発からその思想を展開したと言われる。その後のポストモダンと呼ばれる風潮も、基本的には古典的な「自律」概念に背を向けている。少なくともそこには、「主体性」を掲げる思想へのアンチテーゼという意味が含まれているのである。

さて、このような思想界の変動をくぐり抜けたあとにおいても、なぜひとは、とりわけ教育および教育学はことさら「自律」に固執するのか。あくまで「自律」をめざしたがるのか。

２　「自律」と「他律」の境界

「自律」と「他律」をめぐっては、それらがあたかも自明の概念であるかのように議論しがちであるが、実のところ両者はどのように対照させられているのだろうか。辞書的な意味をあえてなぞれば、「自律」とは、他から制御されず、自ら立てた規範に従うことである。一方、「他律」とは他からの命令や規範によって行動することである。

ところで「自律・他律」をこのように区分したとき、経験世界としての日常における行為・行動はどのように映ずるであろうか。たとえば唐突であるが、キッチンでの調理を思い浮かべてみよう。調理する際、大雑把に言ってレシピに従って行なう方法と、レシピなしで独自にやる方法があるだろう。前者が「他律」で、後者が「自律」なのだろうか。事がらはそれほど単純ではないと思われるが、形式的にはそうなる。「他律によって自律を育む」という例の方式は、当初レシピに従って練習し、次第にレシピを見ない

で、さらにはレシピを離れて、自分の工夫で調理するというプロセスを意味するということであろうか。あるいは、そもそもこのような例と問題の立て方は素朴にすぎるのだろうか。

通常、こうした事例に際して、「自律」と「他律」を区別したりすることはない。そして、日常世界では、これに類したことは無数にある。つまり、「自律」であろうが「他律」であろうが、そんなことに頓着せず、そんなこととは関わりなく生活は営まれている。

行動の意味を深く考えずに、習慣的、惰性的、便宜的、効率的、いわば自動的になされるこれらの行動は、「自律的」とも「他律的」とも言いがたい。日常の判断・行為の大半は、このような意味でどちらとも言えない。「自律的」と言うには確たる自己規範がないし、「他律的」と言うには所与の規範に従っているという意識もないのである。

では、両者の区分があるのは、いかなる場合か。「自律・他律」の定式に沿って考えるならば、いわば上位にある他者からの明確な規範・規則・ルール・命令等に従って行動することが「他律」と認定されるだろう。だが、果たしてそうか。

たとえば、軍隊組織において一兵卒が上官の命令に従い、任務を遂行することは、区分の定式からすれば「他律」であろう。だが、命令に従うことはイコール「他律」だと明確に言いうるのか。というのも、兵卒が上官の命令を無視したり、命令に反抗したりする可能性がまったくのゼロというわけではないからだ。もちろん軍律としては、上官の命令に服従することは絶対である。だが兵卒個人が人間であるかぎり、軍規違反を犯してでも命令に反した行動をとるといういわば非常事態は皆無ではない。兵卒は上官の命令を機械的に、もしくは条件反射のように受容しているわけではない。そこには、兵卒が「軍規には従うべし」と自ら判断するプロセスが伏在している。

まず、上官の命令には従うべしという規範が存在する。これは兵卒にとって「他律的」な規範である。しかし、この規範がすべてではない。この「他律的」な規範に従うべしという規範がみずからの内に存在しなければ、命令は兵卒によって遂行されない。これはいわば自己規範である。この規範をみずからに与え、それに従うのだとすれば、ここには「自律的」な過程が紛れもなく介在していることになる。

すなわち兵卒は、命令に服従することを自らに命じ、みずからを律している。兵卒は、いわばみずからの意志によって命令への服従を選択しているのだ。これは、たしかに「他律的」行動であると判断されるが、同時に「自律的」な要素を含んでいると言える。すなわち、他者の命令に従う場合においても、「自律性」が皆無というわけではない。というのも、従おうという意志なしには、従うことはできないからである。その意味で、意志あるところ不可避的に「自律的」要素を含むのだ。

命令に服従するにしても、何ら考えることなく服従する場合や葛藤のすえ服従という選択をとる場合など、さまざまのケースがありうる。いずれにしても結果だけを見て、

命令に従うことは「他律」だと断定するわけにはいかない。

あるいは、他者の指示にみずから従おうという判断がなく、ただただ他者の指示によってしか行動できない状態も考えられる。この場合は「他律的」というより「依存的」という方が適切であろう。

さらに、こういうふうに問いかけてもよい。他者の要請を自主的、自発的に遂行するのは、「他律」なのか、「自律」なのか。このような事例においても、「自律」と「他律」の二項対立図式は貫徹されうるのか。そして、その他者を内在化したとき、つまり他なる権威が内面化され、その指示によって行為が発動するような場合、ことはさらに複雑になるだろう。

このように見てくると、幼児等の子どもにあっても、「自律・他律」に関して事情は単純ではなくなってくる。たとえば、子どもたちに「静かにしなさい」という指示がなされる。この指示にすなおに従うことを「他律的」と呼ぶべきか。指示に従わない子どもは「他律的」でないことになるのか。まさか、だからと言って「自律的」であることにはならないだろう。指示に従わない理由はさまざまあるだろうが、そもそも与えられた規範の意味が分からないというケースもありうる。このような場合は「他律」うんぬん以前の話である。規範の意味が理解できず、規範の受容が端からできないような子どもの場合、「他律」ということすら妥当しない。ならば、かのパラドックスはこのような子どもとは無縁ということになる。

そうだとするならば、「他律的」であることはすでに相当な能力が芽生えていることを意味する。さらに言えば、他者から与えられた規範に従う能力は、みずからがみずからに与える規範に従う能力と紙一重だという仮定すら可能である。すなわち「他律」が可能になるところでは、すでに初発段階の「自律」が機能していると考えられるのである。

したがって、「規範に従う」という意志あるところには、つねに何らかの基底的な「自律性」が介在していることになる。この種の意志の「自律」は、道徳的判断等における「自律」とはレベルが異なるだろうが、しかしまったくの無関係でもない。むしろグラデーションをなして繋がっていると見るべきである。

ちなみにフッサールの現象学によると、「志向性」は意識の本質に属している。言い換えれば、「志向性」なき意識は存在しない。同様な意味で、たとえ原初的であろうとも何らかの「自律性」が、意志の本質を形成していると言えないか。意志にとってこうした「自律性」は、現象学で言う意識にとっての「志向性」のようなものと考えることができるのではないか。要するに「自律性」は、意志の本質的属性をなすと考えるべきではないか。

他方、このような原初的でない“正真正銘”の「自律性」についてはどうか。典型的とされる「自律性」にも他律の影が宿っているのではないのか。というのは、その「自律的」な判断・行為を導く規範がまったくの無ないしゼロから生まれたものではなく、

さまざまな社会的・環境的影響や感化の下で、あるいはそれらを範として生成したと考えられるからである。もしもそのように考えるならば、「他律による自律の育成」は、大仰に主張するようなことではなく、すでに事実としては実現されていることになる。

意志自体は本質的に「自律的」であるが、その意志は「自律」をめざすことも「他律」をめざすこともできる。後述するように、奴隷状態に満足するという「他律」の極致を目指すこともまったく想定不可能というわけではない（むろん、「目指す」だけであって、「実現する」ことはありえないが）。

とはいえ、いずれを目指そうと、目指そうという意志には「自律」の萌芽がすでに存在する。生きようとすることは、この「自律」の萌芽から逃れられない。

とすれば、いかなる人間も、いわば「自律」と「他律」の複合体である。子どもであれ、大人であれ、このことは当てはまる。「他律的」存在としての子どもが、「自律的」存在としての大人になるわけではないのである。これは、「他律による自律の育成」なるスローガンが根本的に的を外していることを意味してはいないか。

3　〈ふり〉からの視角

以上のことから何が言えるか。決定的なことは、「自律」と「他律」は、実はいわゆる二項対立をなしてはいないという事実である。

「他律的」と見なされる行為のなかに、すでに「自律的」要素が潜んでいる。すでに見た例で言えば、上司・上官の命令に従うケースである。命令に従うことは、常識的には「他律」と見なされるだろうが、しかし命令に従うことは原因・結果の関係のような単純な事態ではない。そこには従おうという意志が介在しなければ、従うという行為が成立しない。というのも、極端な場合、反抗することも可能性として残されているからだ。無条件の服従から敵対的な反抗への広範なオプションから、さまざまな理由に基づいて、服従が選択されているのである。この選択に、「自律的」要素がまったくないとは言えない。“純粋”な「他律」というようなものがもしあるならば、そこには意志そのものが存在しないと言わねばならないが、そうなるとそれはもはや「他律」でさえなくなる。パラドックスがあるとすれば、むしろこの点であろう。要は、「他律的」と見なされる行為であっても、その行為がなんらかの意志によってなされるかぎり、「自律的」要素が含まれているのである。

これは、見方を変えれば、命令に従う〈ふり〉だと言えよう。ただ、〈ふり〉だと言うと、命令に従っていないのに従っているような振舞いをすると受け取られがちである。そこで念のため、〈ふり〉について再確認しておく。

〈ふり〉とは、そもそも外見に表われた態度・しぐさを意味する。これは、〈ふり〉が当初、当事者自身が意識して行なう行動・態度というよりも、第三者に目撃されるかぎりでの行動・態度であることを表わしている。しかし、「ひとのふり見て、わがふり直

せ」なる警句が暗示しているように、そのことはおのずと当人に跳ね返らざるをえない。この過程を経ることによって、〈ふり〉とは、他者の眼前での振舞い、あえて言えば、他者の目を意識した振舞いを意味することになる。

そのようなわけで、〈ふり〉という言葉にはきわめて幅広い含蓄がある。一方で〈ふり〉は態度、しぐさ、振舞いそのものを指すが、他方で、演技、偽装、カムフラージュのような意味をもつ。〈ふり〉はつねに遂行と演技の両義性を有するのである［土戸2015］。とはいえ、通常〈ふり〉と言えば、後者すなわち演技、偽装の意味で使われることが多い[4]。

元来〈ふり〉（振り）は〈ふるまい〉（振舞い）の意味だったと考えられる。「振り」も「振舞い」も、もともと外面に現れた態度や動作のことである。しかし現在では、用法によっては両者の間に相当に意味の開きがあるのも事実である。そこで、〈ふり〉と〈ふるまい〉の差異について若干の考察を加えてみよう。

「酔っている〈ふり〉をする」と言う場合、これを〈ふるまい〉を使って言い換えるとするなら、「酔っている〈ふるまい〉をする」ではなく、「酔っているような〈ふるまい〉をする」と言う方が適切であろう。〈ふるまい〉の場合「ような」を用いているが、他方〈ふり〉の場合には「酔っているような〈ふり〉をする」と言うことも可能であるものの、場合によってあえて「ような」が省かれる。何がどう異なるのか。「ような」が省かれた〈ふり〉の場合には、直喩（シミリ）ではなく隠喩（メタファー）として表現されているのである。この隠喩への転化によって、〈ふり〉という語そのものに演技・偽装のニュアンスが発生したと考えられる。もしくは〈ふり〉という語それ自体に当該ニュアンスが封入されたとも言える。諸々の類語（しぐさ・身振り・所作・動作等）のなかで〈ふり〉だけが、特別に演技のニュアンスを担わされるに至ったのである。

一見、類似した言葉である〈そぶり〉（素振り）についてどうか。〈ふり〉と異なって、偽装のニュアンスはないのだろうか。「悲しい」「悲しげな」という形容句を接続させて比較してみよう。〈そぶり〉の場合、「悲しいそぶり」という表現よりも、「悲しげなそぶり」と言う方がふさわしい。〈そぶり〉が外見からの判断であるために、直喩的な表現が要請されると考えられる。一方〈ふり〉については両方の表現が可能である。「悲しい〈ふり〉」という言い方もできるが、「悲しげな〈ふり〉」と言う場合とは微妙にニュアンスが異なる。「〈ふり〉をする」というふうに「をする」を付加して表現すると分かりやすくなるが、「悲しげな〈ふり〉をする」と言う場合、これは〈そぶり〉とほぼ同等である。が、「悲しい〈ふり〉をする」という表現になると、受け取り方によっては、はっきり偽装の意味が発生してくる。〈ふり〉における直喩から隠喩への転化による効果である。

ただし、直喩であれば遂行の意味、隠喩であれば演技の意味、というように截然と区別されるわけではない。〈ふり〉なる語がすでに双方の意味、すなわち遂行と演技の意味

を同時に包含してしまっているからである。

それゆえ、「愛している〈ふり〉をする」と言えば、本当に愛しているようすを表わしているとも言えるし、愛しているかのような演技をしているだけかもしれない。「疲れている〈ふり〉をする」と言えば、実際に疲れているのかもしれないし、疲れていることを装っているだけかもしれない。遂行と演技の間でのたゆたいが、ここにはある。

以上のことを踏まえて、〈ふり〉が「自律・他律」の問題とどう触れ合うか、見てみよう。まずその足掛かりとして、いささか特異な例であるが、「満足した奴隷」についての議論を取り上げてみたい。これは、バーリンに始まる自由に関する議論の過程で取り沙汰される至ったものであるが、「自律・他律」の問題に置き換えて考えてみる[5]。

バーリンは消極的自由と積極的自由を区別した。消極的自由とは「〜からの自由」、自分のする選択を他人から妨げられないという意味での自由であり、これに対し、積極的自由とは「〜への自由」、自分自身の主人であることに存する自由である［バーリン 2000 : 320］。ところがその後、自己の欲望を完全に無とできる奴隷はその奴隷状態に満足でき、消極的な意味では自由であることになってしまうことに問題を感じたバーリンは、消極的自由の定義を変更した。すなわち、ストア派的な精神的自由ばかりでなく、社会的な自由をも含意させようとしたのである［バーリン 2000 : 58］。

しかし、これに対する批判として「真に満足した奴隷」という仮定が提出された。奴隷状態と解放状態の双方を経験したうえで、なおも奴隷状態を選択するという「突飛な人物」である（［山岸 2010 : 89］）。このような「真に満足した奴隷」の行動原理は、完全な「他律」であろう。つまり、精神的にも社会的にも一切の欲望・欲求がなく、したがって一切の行動が他者である「主人」の命令によるものだからである。すこぶる「突飛な人物」ではあるものの、一人の人間であることには変わりがない。それゆえ、五感をもち、意識をそなえ、奴隷状態を「選択」した以上、意志もそなわっている。

さて、この奴隷は純粋な「他律的」人間だろうか。答えは、然りかつ否ということになる。どんなに「他律」を遂行しようとしても、そこには演技的要素を含んだ「他律」が不可避に介在する。ゆえに、完全に「満足」しているとしても、そこには（遂行と演技を包含した意味での）「満足」の〈ふり〉がある。それは、奴隷の〈ふり〉、したがって「他律」の〈ふり〉なのだ。

「他律」の〈ふり〉ということは、言い換えれば、表裏一体のものとして「自律」が含まれているということでもある。「他律的」に生きようという意志である。意志それ自体は、意志の性向としての「自律」を含むのである。

4 〈ふり〉による「自律・他律」の二項対立の解体

単純な教育場面を想定してみる。「この漢字を覚えましょう」という指示は、「自律・

他律」区分論者および「他律による自律の育成」論者によれば「他律」ということになるであろう。児童は、その字を覚える。「他律」の結果である。

さて、どの時点から問題の「自律」は始まるのか。児童が手本を見ずにその字を書けたときか。あるいは、みずから書く文章の中でその字を駆使できたときだろうか。それとも、漢字を覚え、その漢字を書くことについては、他なる規範に従っている以上、永遠に自律的たりえないのか。

あるいは、このような例は、「自律・他律」のテーマにふさわしくないのだろうか。というのも、「自律」をめぐる議論においては、道徳・思想・政治・宗教等、いわば“高度な精神的次元”にかかわる事がらが暗黙裡に扱われているようだからである。

しかし、たとえば道徳的な一例、「人には親切にしなさい」という指示が教師からなされたとして、生徒がそれに従ったとする。その生徒は、見知らぬ人に道を尋ねられて、「親切に」道を教えてあげたとする。さて、この生徒は「他律的」に行動したのか、それとも「自律的」にふるまったのか。「自律」か「他律」か、この判断は不明である。というより、不可能なのだ。それは、本人である生徒にすら、判別がつかないからだ（[土戸2013]）。

実のところ、生徒は道徳的な〈ふり〉（＝ふるまい）をしたのだ。すなわちその行為は、“真に”道徳的でもあり、かつ道徳的な演技でもあるという、両者が混交したものなのである。

この考察と関わって、道徳にかかわる動機説と結果説の区別は、さほど明瞭なものではないことが見てとれる。なぜなら、動機と結果は対立項ではなく、いわば交差しているからである（これを平面に図示することもできるが、とはいえ、このような可視化は、事態を少なからず歪曲せざるをえないことも認識しておく必要がある）。

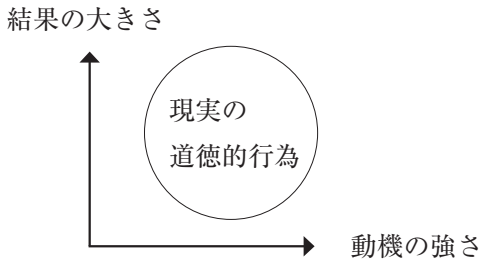

カントの倫理学がそうであるように、行為が内面の純粋な動機すなわち純粋な善意志から発しなければ道徳的価値をもつとは言えないというのが動機説の主張である。これに対し、行為の道徳的価値はその行為の結果もしくは影響によって決定されるというのが結果説である。現実においては、道徳的動機が皆無にもかかわらず結果によって一見道徳的効果を持つかに見える場合や、内心ではきわめて強い道徳的な動機を持っていて

も行為にまったく表われない場合など、こうした行為が一般に道徳的とされることは稀である。つまり、道徳的とされる判断や行為は、ほとんどの場合両者の混成物なのである。

ところで、道徳における動機説は、明らかに「自律」の考え方と親和的な関係にある。というのも、内面の意志がそこでは要をなしているからである。これに対し結果説は、「他律的」道徳をも許容する。道徳的価値は、動機に関わらないとされるからである。

このことに示唆を得て、「自律」と「他律」が実は対立項ではないという仮説をあえて立ててみよう。すなわち、「自律」と「他律」が直交して平面をなしているという図式である（この図式も仮説を補佐する便宜上のものと考えるべきである）。ここで、「自律」の軸として表記しているものの内実は「自律的規範をみずからに与え、これを実行する」度合であり、「他律」のそれは、「他律的規範に服従する」度合である。

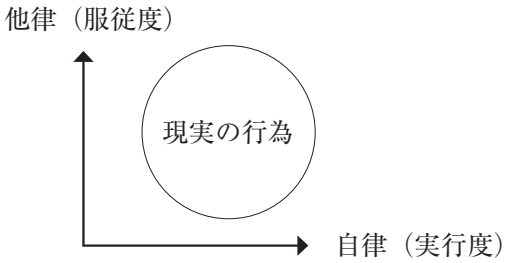

すでに述べたように、「他律的」規範が与えられても、これに服従する場合この規範に従うことをみずから意志するというプロセスがある以上、「他律」と「自律」は複合化していると考えざるをえない。また、「他律」の度合が皆無で完全な「自律」という状態があるかと言えば、それも考えがたい。なぜなら、これもすでに触れているように、「自律的」とされるいかなる判断・行為も、不可避に他者・外界からの指示・命令・影響・感化等を受けて生成したものだからである。要は、「自律的」か「他律的」かという区別は判然としたものではなく、あらゆる現実の行為は「自律」「他律」双方の要素の混成であると言うべきなのである。

以上のことを踏まえて、「自律・他律」に関してどのようなことが言えるだろうか。

まず、多くの議論において「自律」がある種の定常状態もしくは実体的な状態と捉えられている点に問題がある。「自律的であれ」とは、その状態に達することを目指せということを意味する。生身の人間にとって、一時的にそのような状態を経験する、あるいはその状態にいると思い込むことはあるかもしれないが、しかし、そんな状態に到達したうえで、それが恒常化することなどありえない。要するに、純粋に「自律」的な状態というものは仮想の産物である。実のところ、「自律」そのものがあるのではなく、「自律を希求する姿勢」「自律的たろうとする態度」のみがあるのだ。その意味では「自律」

は「ある」とも「ない」とも言えない。もしくは逆に「ある」とも「ない」とも言える。

このように見ると、二項対立しているとされる「自律」と「他律」は次のように言い換えるべきである。すなわち、「自律を希求する姿勢（態度）」と「他律に身を委ねようとする姿勢（態度）」である。とはいえ、両者はまたぞろ二項対立をなしうるか？　そうではない。この場合「姿勢（態度）」とは、ほかでもない〈ふり〉であることに留意しなければならない。したがって、両者は対立していない。〈ふり〉として、通底しているのである。

ちなみに、「自律を希求する姿勢」は、フーコーが『監獄の誕生』等で描いた近代的人間の所作そのものであった。それは、服従を内に孕んだ「主体」の歴史なのである［宮川 2016］。そして、今なおこの「希求」「願望」は留まることなく継続している。「自律」や「主体性」が声高に吹聴されるとき、その状況はよくも悪くもいまだ「近代」を引きずっていることを意味しているのかもしれない。

いずれにせよ、たしかに「自律」という概念は存在する。しかし、現実の生身の人間において「自律」とは、それをめざす姿勢、〈ふり〉でしかない。それを〈ふり〉ではなく何らかの定常不変の状態ないし確固不動の境地と見なすところから、誤認が生まれるのである。

そして次に、「自律的であれ」という要請は「道徳的であれ」のそれとは本質的に異なるものの、ある種の問題を孕んでいる。

道徳の場合、それに従うと一種の偽善に導かれるということがありうる。すなわち、道徳的な〈ふり〉において演技性が濃厚になると、行為は偽善と化す。みずからをさえ欺くに至る、ということだ。

偽善と化すのは、道徳的行為には演技性があってはならないという思い込みのためである。演技性がまぎれ込むと、その行為は真なる道徳的行為とは見えなくなる。しかし、演技性がまったく混入しない、完全無欠の道徳的行為も存在しない。なぜなら、道徳的行為とは他者の目（自己の内なる目をも含めて）を意識した行為だからだ。それゆえ、そもそもの初めから道徳的行為は〈ふり〉であるとの認容が必要なのだ（［土戸 2013］）。

他方、「自律」の場合はどうか。〈ふり〉には遂行と演技の両義性があるが、端的に「自律的」とされる行為は遂行性のみで成立するようにも思われる。というのも、このような「自律的」行為は自己規範に従う以上、他者の思惑に左右されず、むしろ他者の干渉を跳ね返そうとするからであり、従うべき規範はみずからのそれであり、他者の規範ではないからである。だが、他者の目を考慮しないということ自体に、難点もしくは陥穽はないだろうか。

それがあるとすれば、以下の点である。「自律、自律」とナイーブに繰り返すことが、なぜ危険なのか。それは、その行動がいつの間にか「自律」的でなくなっているかもし

れないことに気づきにくいからである。究極の「自律」がある種の独善に陥っていないという保証は、どこに求めようとも得ることは難しい。

バーリンが「積極的自由」を排し「消極的自由」を選択すべきとしたのも、その懸念からであった。あるいは「自律」という言葉を使わないにしても、ホルクハイマーとアドルノが示そうとしたのは、その危険の道程であった[6]。

さらに卑近な例を挙げると、最近の国際的な過激思想に共鳴し戦闘行動に参加する若者たちは、それがいかに教唆扇動の結果だと指摘されても、少なくとも自分自身は「自律的」だと考えている。自らの命を差し出す無差別自爆テロを逡巡することなく「他律的」に行なうなどということは通常想像しがたいが、それに呼応するように当事者自身はテロをみずからの意志で敢行したと言い張るであろう。

このことに関連する問題がもう一つある。そもそも誰が当該行為を「自律的」だと認定するのか。一人の人間の判断や行為を、誰が「自律的」だと認めるのか。本人（自己）か、他者か。ある種の権威者・上位意志（教育者・倫理学者……）なのか。それとも、社会的通念、一般常識なのか。さらに、本人ではないとすれば、その認定者の「自律性」は誰が認定するのかという問題すら発生する。

それとも認定者など問題ではないのだろうか。ならば、まるで「自律」なる概念が確立されていて、いかなる状況においても不動であり、その内容については意見の一致をみているかのようである。しかし、具体的現実はそうではない。「自律」は見かけのことでしかないという場合もありうるのだ。

「自律」のこうした問題性を回避する方法の一つとして、これまで述べてきた〈ふり〉による発想を提出してみたい。

〈ふり〉は、「自律の完全遂行」から、いわば距離をとる。つまり、その「自律」が演技的要素を含む可能性を許容するのだ。完璧に「自律的」に行為しているつもりであっても、それが〈ふり〉として演技的側面を有していることを、〈ふり〉という発想は教える。いま私のこの「自律」は演技的要素を含むかもしれないと自問することにより、翻って他者の目を通して（いわば他者という鏡に映して）「自律的でない自己」を見ることになる。これは〈ふり〉に演技という側面があるからこそ可能となる。この「自律的でない自己」は虚像ではない。まぎれもなく自己の半面の姿なのだ。そして、この微妙でいわく言いがたい“自己照射”は、〈ふり〉における遂行と演技の循環・往還・相互依存・相互浸透があるからこそ可能となる。

「自律」の〈ふり〉によって、あるいは「自律」なるまったき理念から距離を保つことによって、「自律」からその逆位相へのありうべき転落を防御する。このことによって、「自律」が本来的に蔵する陥穽を回避する。「啓蒙の弁証法」を免れようとするには、「啓蒙」の〈ふり〉が必要なのである。

5 「〈ふり〉ができること」を目指す教育

このように見てくると、「他律によって自律を育む」などという命題がいかに事がらを単純化し、歪曲しているか、おのずと了解されうる。パラドックスを衒ったスローガンは、もはや無効と化すほかない。

では、これに代わって〈ふり〉という考え方は、教育という世界にいかなる示唆を投げかけうるだろうか。

「自律的であれ」との指示は、むしろ「自律的である〈ふり〉をせよ」という意味を内含すべきなのだ。ただし、注意が必要である。すでに述べているように、〈ふり〉なる言葉は日常用語としては、演技・偽装の意味で用いられることが大半だからである。〈ふり〉は一方の極で演技の意味をもつと同時に、他方の極に遂行・専心・没頭の意味をも有する。このことを明確に踏まえたうえでならば、「自律的である〈ふり〉をせよ」という指示は許容可能となるであろう。

教育者も人間である以上、「自律的」要素と「他律的」要素の複合体である。被教育者といえども、また人間であるかぎり同じくそれらの複合体である。そして教育という行為が両者の間で展開されるとしても、その関係を端的に「他律的」なはたらきかけと見なすべきではない。教育は、そんな一言では尽くせない複雑にして多様、微妙で繊細な関わりだからだ。教育者自身も含めて、人間誰しも「自律」と「他律」の葛藤・循環のまっただ中にある。教育とは「他律」だと単純に解するような教育学者には、このことは理解不能だろう。

繰り返せば、「他律」（と見なされるもの）の中に「自律」はあるし、「自律」（と見なしているもの）の中に「他律」もある。この複合状態を自覚することが肝要なのだ。結局、それは次のことを意味する。自律が求められている状況にあっては、「自律の〈ふり〉」ができるということ。もしくは、あらゆる行為は〈ふり〉である以上、〈ふり〉が遂行と演技のスペクトルをカバーすることを熟知したうえでの、「自律の〈ふり〉」の自覚化である。「他律から自律へ」などではなく、「自律の〈ふり〉の自覚化」こそ目指すものである。

「自律」「他律」とは、現実世界において相対的なものでしかありえない。ここには、もはやパラドックスなるものはどこにも存在しない。したがって、「自律を育む」とは実は「自律の〈ふり〉を育む」ことなのだと認識する謙虚さが必要である。この言明のポイントは、「自律」ではなく〈ふり〉にある。要は、教育において「〈ふり〉ができる」ことをいかに伝えるかが鍵になるのである。

〔注〕

1．この着想の原点は宮川幸奈の論考にあり、本稿の議論の素地は宮川に負っている。宮川幸奈「〈ふ

り〉論から見る自律のパラドクス」、日本教育学会第73回大会ラウンド・テーブル「〈ふり〉の教育哲学2.0」発表レジュメ 2014、およびこれが論稿化された［宮川 2016］参照。

2．autonomy は元来、集団における「自治」を意味していた。ここで取り扱う「自律」は「自治」と密接な関係にあるものの、意味上異なる概念と見なす。

3．念のため、関連部分を引用する。「教育の最大の問題の一つは、法則的強制に服従することと、自分の自由を使用する能力とを、どのようにして結合できるかということである。なぜなら、強制は必然である！　私はどのようにして、強制において自由を教化するのか？　私は自分の生徒に自由に対する強制に堪える習慣をつけてやるべきであり、また同時に、生徒自身を指導して、自分の自由をりっぱにもちいるようにさせなければならない。……独立するために、自立し、自制し、獲得する困難を知るようになるためには、生徒は早くから社会の避けがたい抵抗を感じなければならない。」［カント 1966：31］

4．日本語にとって外来語であるかぎりの英語的表現について若干の補足をしておく。〈ふり〉は同様の両義性を有するパフォーマンス（performance）という語で言い換えられうる。しかしながら、パフォーマンスはいわば動的である。それに対して、〈ふり〉はかならずしも動的であるとはかぎらず、静的な局面をも有する。その意味で、パフォーマンスのほかに、静的なニュアンスをもちながら両義性を擁するポーズ（pose）をも、〈ふり〉は概念的に覆っていると言える。なお、ジェスチャー（gesture）は、見せかけの意味があるという点で〈ふり〉とやや共通したところがあるが、両義性に乏しい。ジェスチャーは、「しぐさ」にほぼ等しい。

5．この「満足した奴隷」をめぐる、バーリン以降の議論のやりとりについては、[山岸 2010] を参照。

6．「……何故に人類は、真に人間的な状態に踏み入っていく代りに、一種の新しい野蛮状態へ落ち込んでいくのか、……」［ホルクハイマー／アドルノ 1990：ix］

参照文献

土戸敏彦　2013　道徳は評価できるのか、『教育と医学』№ 724、慶應義塾大学出版会

土戸敏彦　2015　〈ふり〉の特性とその教育哲学的意義、『神戸常盤大学紀要』第８号

宮川幸奈　2016　自律と他律の語り方 ── パラドックスから両義性へ ── 、『飛梅論集』第16号、九州大学大学院人間環境学府教育システム専攻教育学コース

山岸賢一郎　2010　自律を目指す教育が内包する、あるレトリックについて ── 満足した奴隷のパラドクスをめぐる議論から ── 、『教育哲学研究』102号、教育哲学会

カント，イマヌエル（尾渡達雄訳）　1966　「教育学」『カント全集』第16巻、理想社

デカルト，ルネ（野田又夫訳）　1967　「省察」『世界の名著』22、中央公論社

ホルクハイマー，マックス／アドルノ，テオドール（徳永詢訳）　1990　『啓蒙の弁証法』、岩波書店

バーリン，アイザィア（小川晃一／小池銈／福田歓一／生松敬三訳）　2000　『自由論』、みすず書房

本稿は、平成27年度科学研究費・挑戦的萌芽研究「〈ふり〉の教育哲学 ── 教育的パフォーマンス論の深化と構築に向けた基礎的研究」（研究課題番号：15K13184　研究代表者：山岸賢一郎）による研究成果の一部である。